## 宅地建物取引業法⑦ 媒介契約

## 〇×式確認問題 【問題】

- \* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは?マークを入れておくと後から復習しやすい。
- 1 宅地建物取引業者Aが、BからB所有の宅地の売却の媒介の依頼を受け、Bと専属専任 媒介契約を締結した場合、Bの申出により、当該媒介契約の有効期間を2カ月と定めた 場合、その期間は3カ月となる。
- 2 宅地建物取引業者Aが、BからB所有の宅地の売却の媒介の依頼を受け、Bと専任媒介 契約を締結した場合、AはBに対し、当該媒介契約に係る業務の処理状況を、2週間に1 回以上(専属専任媒介契約の場合は、1週間に1回以上)書面で報告しなければならない。
- 3 媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、売買価格について意見を述べるときは、 依頼者の希望価格と同額であっても、その根拠を明らかにしなければならない。
- 4 宅地建物取引業者Aが、Bから、Bが所有し居住している住宅の貸借について媒介 の依頼を受けた場合、媒介契約書面を作成し、建物状況調査を実施する者のあっせん に関する事項を記載しなければならない。
- 5 宅地建物取引業者AがBの所有する宅地の売却の依頼を受け、Bと媒介契約を締結した場合、この媒介契約が専任媒介契約であるときは、その有効期間は3月を超えることができないが、有効期間が満了して、Bからの更新の申出さえあれば、媒介契約は更新されたものとみなされる。
- 6 宅地建物取引業者Aが、Bから建物の売却の依頼を受け、Bと一般媒介契約を締結する場合、当該媒介契約書には、指定流通機構への登録に関する事項を記載する必要はない。